

千葉県環境影響評価条例（抜粋）

（方法書についての意見書の提出等）

第 12 条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 11 条第 1 項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第 1 項の期間を経過した後、速やかに、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写し（同項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面）を送付するものとする。

（方法書についての市長の意見）

第 13 条 市長は、前条第 1 項の期間を経過した後、事業者に対し、規則で定める期間内に、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、前条第 1 項の意見に配慮するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により意見を述べたときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

（千葉県環境影響評価審査会への諮問）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

（環境影響評価の項目等の選定）

第 15 条 事業者は、第 13 条第 1 項の意見が述べられたときはこれを尊重して、第 9 条第 1 項第 5 号に掲げる事項に検討を加え、環境影響評価等技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（環境影響評価の実施）

第 16 条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、環境影響評価等技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第 52 条 この条例に規定する事項その他環境影響評価に関し市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、審査会を置く。

2 審査会は、委員 20 人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

千葉県環境影響評価施行規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第 94 条 千葉県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。